

海外知財訴訟費用保険に対する補助（令和5年度海外知財訴訟保険事業）の実施について

全国中小企業団体中央会

1. 補助事業の概要

海外での現地企業による出願件数の増加に伴い、新興国等、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にあります。

特許庁では、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティネットとしての施策」として、全国規模の中小企業を会員とする団体に補助金を交付し、中小企業が海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金の一部を助成し、中小企業の掛金負担を軽減します。

2. 補助の対象者

- 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の会員中小企業（ただし、見なし大企業に当たる場合などは対象外となります。詳細については【注：補助の対象者とならない場合について】をご覧ください。）。
- 海外知財訴訟費用保険に加入する中小企業。

<中小企業基本法で定める中小企業要件>

業種	中小企業者（いずれかを満たす）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

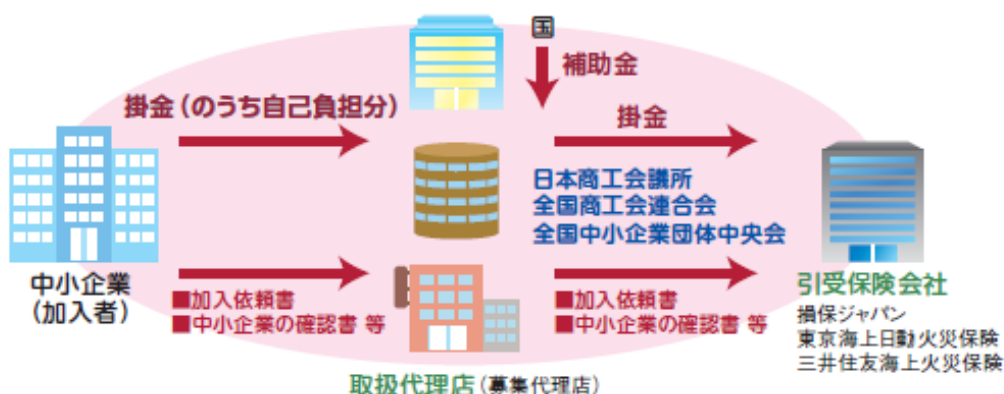
3. 補助対象

- 全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険の加入に要する費用（補助率：掛金の1/2 ※2年目以降の更新の場合は、掛金の1/3）

4. 公募の時期

- 2023年7月1日始期分（7月1日付け加入分）より開始（2024年2月1日始期分まで又は予算がなくなり次第終了）

5. 制度の仕組み



6. 賃上げ実施企業に対する加点措置

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

- 申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- 企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、別紙1「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。
- 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。
- なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。
- 賃上げが1.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は別紙1誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

<賃上げ実施企業に対する加点措置の申請書類>

- 賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」（加点申請様式[1](#)、[2](#)、[3](#)又は[4](#)）

7. 補助事業に関する問い合わせ先

<保険加入について>

- 全国中小企業団体中央会 特命担当（保険）
TEL:03-3523-4904

<補助事業全般について>

- 特許庁総務部国際協力課
TEL:03-3581-1101 内線 2577

【注：補助の対象者とならない場合】

申請者が中小企業であったとしても、以下に該当する場合は補助の対象外となります。詳細については上記の問い合わせ先まで御確認ください。

- ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- ④資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される者
- ⑤間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える者

以上